

事 務 連 絡  
令和元年(2019年)9月2日

一般社団法人 滋賀県医師会 御中  
一般社団法人 滋賀県病院協会 御中  
各地域医師会 御中

滋賀県健康医療福祉部  
薬務感染症対策課

令和元年8月の前線に伴う大雨による災害にかかる予防接種の取扱について

平素は、本県の予防接種事業に御協力いただき、ありがとうございます。

このことについて、令和元年8月28日付けで厚生労働省健康局健康課から、別紙のとおり事務連絡がありましたので、お知らせします。

つきましては、貴会員あて情報提供について、よろしくお願ひします。

滋賀県健康医療福祉部

薬務感染症対策課

感染症対策係 舟山

TEL : 077-528-3632

FAX : 077-528-4863

E-mail : eh0003@pref.shiga.lg.jp

事 務 連 絡  
令和元年 8 月 2 8 日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局健康課

令和元年 8 月の前線に伴う大雨による災害にかかる予防接種の取扱いについて

予防接種法に基づく定期の予防接種（以下「定期接種」という。）の対象者であって、標記災害のために居住地である市町村（以下「居住地」という。）における定期接種を受けることが困難な者（以下「被災者」という。）が、居住地以外の市町村（以下「居住地外市町村」という。）において定期接種の実施を希望する場合には、当該居住地外市町村長による定期接種の実施について、下記に留意し、特段のご配慮をいただきますよう、管下市町村に対する周知方よろしくお取り計らい願います。

#### 記

1. 居住地外市町村において定期接種を実施する場合、一般的には居住地の長から居住地外市町村長に対して定期接種の実施依頼が行われているが、標記災害により居住地の長が実施依頼を行うことが困難な場合には、被災者からの定期接種実施希望の申出を以て居住地の長からの予防接種実施依頼があったものとし、居住地外市町村において定期接種を実施して差し支えないこと。
2. 当該定期接種の実施に当たっては、被災者がおかれている状況を考慮し、予診の徹底など健康状態を十分に把握した上で実施すること。

以上



永田クラブ、経済研究会、国土交通記者会へ貼り出し

## 令和元年8月の前線に伴う大雨による災害にかかる 災害救助法の適用について【第1報】

### 1. 災害の概要

令和元年8月の前線に伴う大雨による災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じていることから、佐賀県は10市10町に災害救助法の適用を決定した。

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
<b>【佐賀県】</b> 佐賀市 (さがし) 唐津市 (からつし) 鳥栖市 (とすし) 多久市 (たくし) 伊万里市 (いまりし) 武雄市 (たけおし) 鹿島市 (かしまし) 小城市 (おぎし) 嬉野市 (うれしのし) 神崎市 (かんだきし) 神崎郡吉野ヶ里町 (かんだきぐんよしのがりちょう) 三養基郡基山町 (みやきぐんきやまちょう) 三養基郡上峰町 (みやきぐんかみみねちょう)	8月28日	令和元年8月の前線に伴う大雨による災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。	災害救助法施行令第1条第1項第4号適用

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
三養基郡みやき町 (みやきぐんみやきちょう) 東松浦郡玄海町 (ひがしまつうらぐんげんかいちょう) 西松浦郡有田町 (にしまつうらぐんありたちょう) 杵島郡大町町 (きしまぐんおおまちちょう) 杵島郡江北町 (きしまぐんこうほくまち) 杵島郡白石町 (きしまぐんしろいしちょう) 藤津郡太良町 (ふじつぐんたらちょう)	8月28日	令和元年8月の前線に伴う大雨による災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。	災害救助法施行令第1条第1項第4号適用

## 2. これまでにとられた措置

- ・ 避難所の設置等

本件問合せ先 内閣府政策統括官（防災担当）付 参事官（被災者行政担当）付 阿部、杉山、堀田、高見 TEL 03-5253-2111（内線51365） 03-3593-2849（直通）
--